

解説



金融商品取引法の財務開示規制

—会計・監査実務に影響を与える部分を中心として—

金融商品取引法案対応検討プロジェクトチーム
構成員長 はしがみ とおる
橋上 徹

1 はじめに

2006年6月7日、「証券取引法等の一部を改正する法律」が国会で可決成立し、6月14日公布された。この法律は、従来の「証券取引法」による証券規制に替えて、昨今の集団投資スキーム（ファンド）に代表される金融商品の多様化・複雑化に対応し、「金融商品取引法」として規制を統合しようとするものである。

ただし、金融商品取引法は、銀行預金や保険契約などすべての金融商品をカバーしているわけではなく、また、商品先物取引や一部の不動産ファンドについても適用外となっている。

このため、金融商品取引法の制定は、銀行預金や保険契約などすべての金融商品をカバーし、金融コングロマリット化の実態に対処するための「金融サービス市場法」制定の途中のステップと見られている。

金融商品取引法第1条（目的）では、金融商品の公正な価格形成が明記され、不適切な企業内容の開示による金融商品の不当な価格形成を防止することを意識したものとなっている。

金融商品取引法の本格施行は、公

布日から起算して1年6か月を超えない範囲で政令で定める日となっているが、開示書類の虚偽記載・不正取引の罰則強化の部分は、2006年7月4日に既に施行され、公開買付制度・大量保有報告制度の改正については、公布日から起算して6か月を超えない範囲において政令で定める日（大量保有報告に係る特例報告の頻度、期限の短縮及び電子提出の義務化等については1年を超えない範囲内において政令で定める日）となっている。また、内部統制報告制度・四半期開示制度等の導入は2008年4月1日以降開始する事業年度から適用される（詳細は、松尾直彦氏『解説 金融商品取引法制の概要について』（JICPAジャーナルNo.614 50頁、図表5）参照のこと。）。

本稿は、金融商品取引法のうち、公認会計士監査に大きな影響を与え得る開示規制を中心に解説し、会員の実務対応に向けた取組みのため、その理解を得ることを目的とする。

なお、筆責は、すべて筆者個人に帰することを申し添える。

2 金融商品取引法の全体像と詳細

金融商品取引法の全体像については、〔図1〕を参照のこと。また、

詳細については、松尾・前出41頁～50頁参照のこと。

3 開示規制

(1) 法規制の対象となる有価証券

① 概要

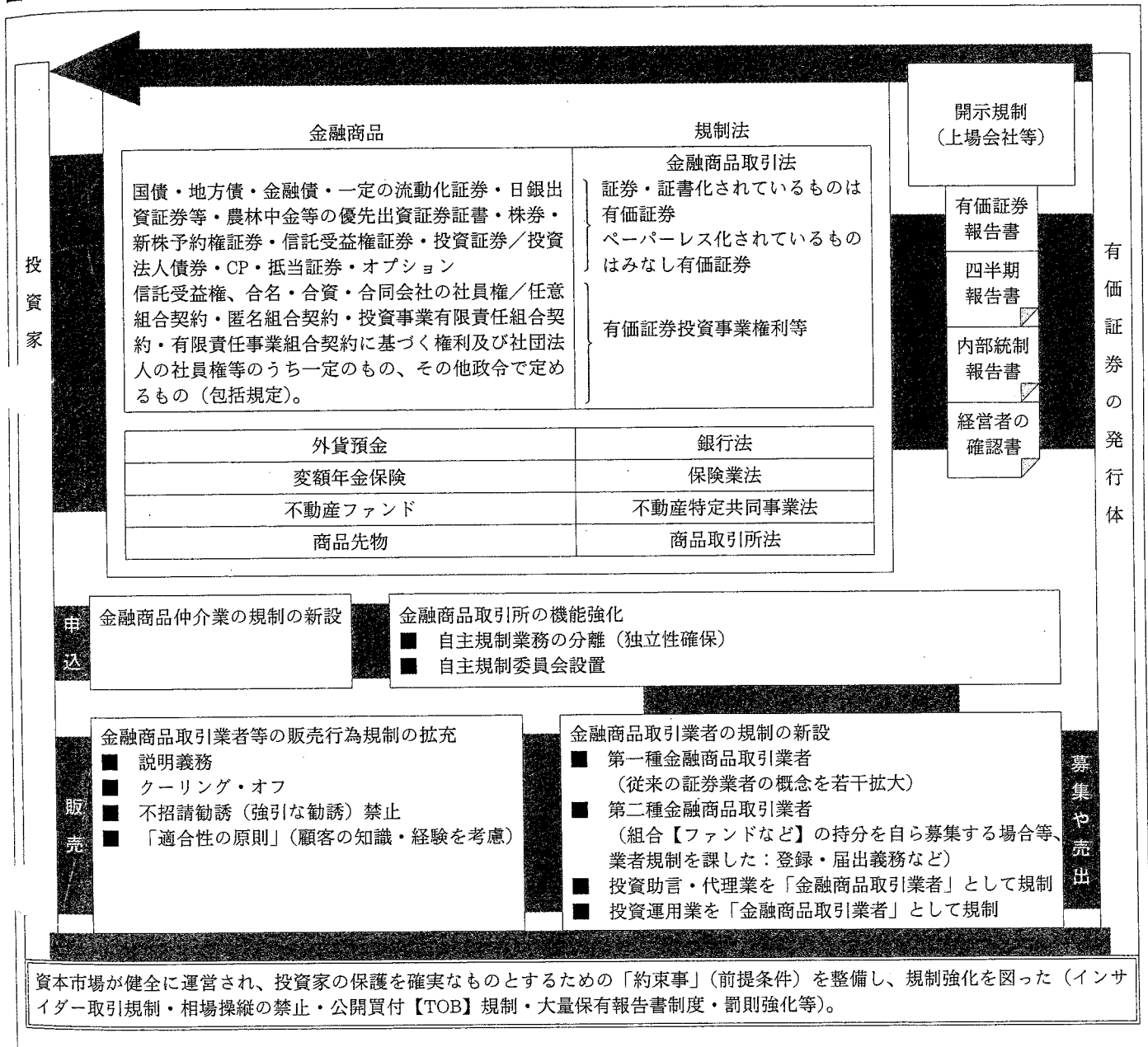
金融商品取引法では「金融商品」を、次のとおり定義した（2条④）。
イ. 有価証券
ロ. 預金
ハ. 通貨
ニ. 価格変動の著しい同一種類の資産を対象としたデリバティブ
ホ. 現物の資産は実在しないが、金融商品取引所が、利率・償還期限等の条件自体を取引対象として擬制するもの（標準物）

このうち、イ.の有価証券を、原則、金融商品取引法の規制対象にした。原則というのは、規制不要とされる有価証券があるためである（後述）。

有価証券を、金融商品取引法第2条が定義した理由は、以下を明確にするためである。

- イ. 資金調達を行う者が、どのような金融商品で調達すれば、開示規制を受けるのか
- ロ. どのような規制を受けるのか
- ハ. 投資家は、どの金融商品に投資すれば法の保護が受けられるのか

図1：金融商品取引法の全体像



これにより、法規制への違反に対する罰則の適用範囲もはっきりする。

有価証券には、投資家の投資対象となる権利で証券・証書になっているもの（2条①）と、証券・証書になっていないものの権利の性格からみて、有価証券とみなすもの（みなし有価証券：2条②）がある。

② 証券・証書になっているもの（2条①）
証券・証書となっている有価証券

のうち、手形・小切手や運送証券・倉庫証券は手形小切手法・商法により規制があるため、そもそもこの法規制の対象から外れている。

前者の対象は大きく以下の3つに分類できる。

イ. 企業金融型証券

事業資金調達のため発行されるもので、株式・社債が典型的なものである。その他、国債・地方債・金融債・日銀出資証券等・農林中金等の

優先出資証券証書が挙げられている。
ロ. 資産金融型証券

企業が有する資産を有効に活用し、流動化・証券化することにより資金を調達するために発行されるものである。信託や投資法人などを利用して証券が発行されている。流動化・証券化のための特別法（資産流動化法など）に基づく流動化証券や投資証券／投資法人債券、信託受益証券、抵当証券が挙げられている。金融商

品取引法では、信託受益権は、すべての信託に関するものに拡大し、抵当証券を追加した。

ハ. 権利表象型証券

新株予約権証券、オプションを表示する証券・証書が挙げられている。金融商品取引法ではオプションは、有価証券に関する権利に関するものに限定しないことにした（例えば、金利・通貨スワップ、クレジット・デリバティブ、天候等）。

③ 証券・証書になっていないものの権利の性格からみて、有価証券とみなすもの（みなし有価証券：2条②）

みなし有価証券には次の2つの類型がある。

イ. ペーパーレス化された有価証券（2条②前段）

これには次のものがある。

- (イ) 登録国債・登録公社債
- (ロ) 定款で株券を発行する旨の規定をしていない株式会社の株式
- (ハ) 株券発行会社で定款において単元未満株式について不発行としている場合の単元未満株式
- (ニ) 「社債、株式等の振替に関する法律」により、証券・証書が発行されない金融商品取引法第2条第1項の有価証券

有価証券が発行されない理由・背景は次のとおりである。

ア. 「社債、株式等の振替に関する法律」の公布

2003年1月にいわゆる「証券市場整備法」が施行され、有価証券のペーパーレス化が進化した（新規の登録国債・登録公社債の発行中止等）。その後、「社債、株式等の振替に関する法律」が2004年6月公布された。これにより、有価証券の完全ペーパー

レス化が実現し、上場会社等については、2009年6月までに株券を不発行とし、すべて証券保管振替機構に電子的登録が行われることになった。

イ. 会社法の施行

2006年5月会社法が施行され、株式会社については、決済の迅速性・確実化のため、株券が原則不発行とされた。

金融商品取引法第2条第2項前段のみなし有価証券と、同条第1項の有価証券の性質は同一であるので、開示・販売勧誘規制・業者規制は同一の規制とされる。

ロ. 有価証券投資事業権利等（2条②後段）

金融商品取引法が、特に、投資家保護のため証券規制を行う必要があるものとした権利である。これには次のものがある。

- (イ) 信託受益権
- (ロ) 合名・合資・合同会社の社員権
- (ハ) 任意組合契約・匿名組合契約・投資事業有限責任組合契約・有限責任事業組合契約に基づく権利及び社団法人の社員権等
- (ニ) その他政令で定めるもの（包括規定）。

これらを、金融商品取引法では「有価証券投資事業権利等」と呼ぶ。なお、(ハ)については、出資者の全員が出資対象事業に関与する場合（共同事業性があり）、出資者の出資額が配当金・財産の分配金を超えないもの（投機性がない）、保険契約・JA共済契約・中小企業共済契約（各業法で規制）及び不動産特定共同事業契約（同前）に該当する権利は対象外とされている。

金融商品取引法第2条第2項後段のみなし有価証券は、原則、販売勧

誘規制・業者規制について、同条第1項の有価証券に準拠した規制を行っている。一方、開示規制は、限定的となっている。

(2) 「有価証券」の開示規制適用除外と「みなし有価証券」の開示規制対象

金融商品取引法は第二章を「企業内容等の開示」と題し、いわゆる「開示規制」に関する規定を置き、内容を拡充した。

有価証券の定義（2条①②）に該当するものは、原則、開示規制が及ぶ。

ただし、金融商品取引法は有価証券の性格を考慮し、流通性が高いと通常考えられる有価証券（2条①）・ペーパーレス化された有価証券（有価証券表示権利：2条②前段）には、原則、投資家保護の要請が強いため開示規制を及ぼし、流通性が低いと判断される有価証券（有価証券投資事業権利等：2条②後段）には、原則、開示規制を及ぼさない仕組みにした。

なお、前者のうち、国債・地方債など発行体の信用度が高いものや、別の法律によってその発行について監督官庁への届出又は認可を要する金融債・政府保証債・特殊債・日銀出資証券・貸付信託受益証券などは、開示規制を及ぼさなくとも投資家保護が図れるとして開示規制の適用除外とした。一方、後者のうち流通性は比較的高くないと思われるものの、投機性が高いと判断される一定の有価証券投資事業権利等は、開示規制の網をかぶせることとした（3条）。これは、上場企業において集団投資スキーム（ファンド）を悪用した事例で投資家が多大な損害を被ったことに対処するためである。

図 2 : 開示規制を受けるものと適用除外とされるもの

開示規制を原則行う	開示規制を原則行わない
有価証券 (2条①)・ペーパーレス化された有価証券 (有価証券表示権利: 2条②前段)	有価証券投資事業権利等 (2条②後段)
<p>例外として開示規制を行わない</p> <p>国債・地方債・金融債・政府保証債・特殊債・日銀出資証券・貸付信託受益証券・特殊法人債 (ペーパーレス化されている権利を含む) (3条)、会社更生法に基づき発行される特定の株式・社債</p>	<p>例外として開示規制を行う</p> <p>(1) 組合契約、社団法人社員権で、①共同事業性のあるもの、②投機性のないもの、③保険契約・JA共済契約・中小企業共済契約・不動産特定共同事業契約のいずれでもなく、出資対象事業が主として有価証券に対する投資を行う事業</p> <p>(2) 信託受益権・合名/合資/合同会社の社員権のうち、主として有価証券に対する投資を行う事業</p>

(3) 有価証券届出書提出義務者 (有価証券の募集又は有価証券の売出しを行う者 (4条①))

① 有価証券の募集の定義 (2条③)

<p>有価証券 (2条①) 有価証券表示権利 (2条②前段) * 以上を「第1項有価証券」という。</p>	<p>(一)</p> <p>① 新たに発行される有価証券 (「取得勧誘」) のうち、多数の者を相手方として行う場合として政令で定める場合 [現行、証券取引法施行令1条の8①で50名以上と規定] (2条③一)。</p> <p>② 以下のいずれにも該当しない場合 (2条③二)</p> <p>(a) 適格機関投資家のみを相手方として行う場合であって、当該有価証券がその取得者から適格機関投資家以外の者に譲渡されるおそれが少ないものとして政令で定める場合</p> <p>(b) ①及び上記(a)以外の場合で、当該有価証券がその取得者から多数の者に譲渡されるおそれが少ないものとして政令で定める場合</p> <p>(二)</p> <p>① 組織再編成により、吸収合併消滅会社 (会社法749条①一に規定する吸収合併消滅会社) 又は株式交換完全子会社 (会社法768条①一に規定する株式交換完全子会社) となる会社その他政令で定める会社 (「組織再編成対象会社 (4条①二イ)」) が発行者である株券 (新株予約権証券等を含む) の所有者 (「組織再編成対象会社株主等」) が多数の者であるとして政令で定める場合</p> <p>* 組織再編成株主等が適格機関投資家のみである場合を除く</p> <p>(合併、株式交換等の組織再編成により、新たに有価証券が発行され、又は既に発行された有価証券が交付される場合において、当該組織再編対象会社 [吸収合併消滅会社、株式交換完全子会社等] の株主等が多数であって、当該組織再編対象会社が発行者である株券等に関して開示が行われ、かつ、当該新たに発行され、又は既に発行された有価証券に関して開示が行われていない場合には、当該有価証券の発行又は交付に関し届出を行わなければならない。)</p> <p>[組織再編成に伴い有価証券届出書が必要な事例: 株式交換]</p>
---	--



	② 組織再編成が以下のいずれにも該当しない場合 (a) 組織再編成対象会社株主等が適格機関投資家のみである場合であって、当該組織再編成発行手続に係る有価証券がその取得者から適格機関投資家以外の者に譲渡されるおそれが少ないものとして政令で定める場合 (b) ①及び(a)以外の場合であって、当該組織再編成発行手続に係る有価証券がその取得者から多数の者に譲渡されるおそれが少ないものとして政令で定める場合
有価証券投資事業権利等（2条②後段） *以上を「第2項有価証券」という。	新たに発行される有価証券（「取得勧誘」）のうち、その取得勧誘に応じることにより相当程度多数の者が当該取得勧誘に係る有価証券を所有することとなる場合として政令で定める場合（2条③三）

② 有価証券の売出しの定義（2条④）

第1項有価証券	均一の条件で、多数の者を相手方として行う場合として政令で定める場合〔現行「証券取引法施行令」1条の8①で50名以上と規定〕
第2項有価証券	売付け勧誘等に応じることにより、売付け勧誘等に係る有価証券を相当程度多数の者が所有することとなる場合として政令で定める場合

③ 有価証券の募集・売出しに該当しない場合（4条①ただし書各号）

一	有価証券の募集又は売出しの相手方が、当該有価証券に係る以下の情報を既に取得し、又は容易に取得することができる場合として政令で定める場合 ■ 当該募集又は売出しに関する事項（5条①一） ■ 当該会社の商号、当該会社の属する企業集団及び当該会社の経理の状況その他事業の内容に関する重要な事項その他公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものとして内閣府令で定める事項
二	有価証券の募集又は売出しに係る組織再編成発行手続又は組織再編成交付手続のうち、以下に掲げる場合のいずれかに該当するものがある場合における当該有価証券の募集又は売出し ■ 組織再編成対象会社が継続開示会社に該当しない場合 ■ 組織再編成発行手続に係る新たに発行される有価証券又は組織再編成交付手続に係る既に発行された有価証券に関して開示が行われている場合
三	売出しをしようとする有価証券に関して既に募集時等に開示が行われていた場合（一、二に該当する場合を除く）。
四	有価証券の発行勧誘等（新たに発行される有価証券の取得の申込みの勧誘及び組織再編成発行手続）が、以下に掲げる場合に該当するものであった有価証券 ■ 多数の者が含まれる場合であって、当該有価証券がその取得者である適格機関投資家から適格機関投資家以外の者に譲渡されるおそれが少ないものとして政令で定める場合〔現行「証券取引法施行令」1条の8①で50名以上と規定〕（2条③一）の適格機関投資家が取得した有価証券の売出しで、適格機関投資家を相手方とするもの（一、二、三を除く）。 ■ 適格機関投資家のみを相手方として行う場合であって、当該有価証券がその取得者から適格機関投資家以外の者に譲渡されるおそれが少ないものとして政令で定める場合（2条③二イ） ■ 組織再編成対象会社株主等が適格機関投資家のみである場合であって、当該組織再編成発行手続に係る有価証券がその取得者から適格機関投資家以外の者に譲渡されるおそれが少ないものとして政令で定める場合（2条の2④二イ）
五	発行価額又は売出価額の総額が1億円未満の有価証券の募集又は売出しで内閣府令で定めるもの（一、二、三、四を除く）。

(4) 有価証券報告書提出義務者

開示規制の対象となる有価証券により資金調達を行う会社等のうち以下のものが「有価証券報告書」の作成提出義務者になる。

有価証券報告書は、従来どおり、企業集団及び提出会社の経理の状況等を記載し、事業年度経過後3か月以内に内閣総理大臣に提出しなければならない（24条①本文）。

① 金融商品取引所上場有価証券発行会社（24条①一）

② 店頭売買有価証券の発行会社（24条①二）

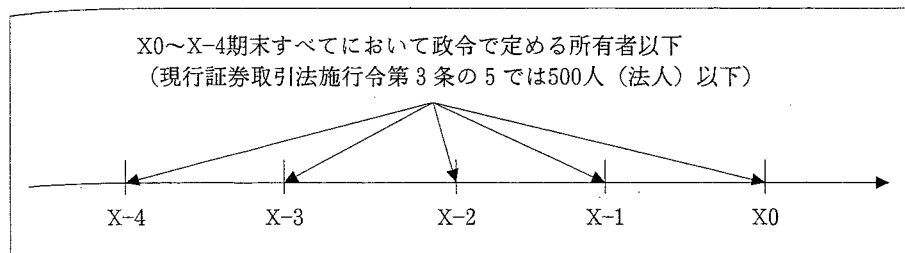
③ 有価証券の募集（4条①本文）・売出し（4条②本文）・発行登録追補書類の提出適用会社〔23条の8〕（24条①三）

ただし、以下の場合には有価証券報告書を提出しないことができる。

イ. 当事業年度末を含むすべての過去5事業年度末の有価証券の所有

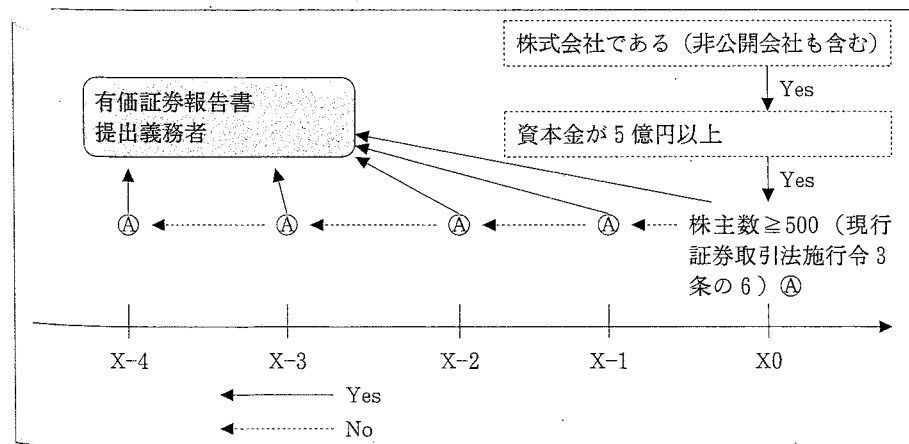
者数が政令で定めるところにより計算した数以下である場合において有価証券報告書を提出しなくとも公益又は投資者保護に欠けるものがないものとして内閣府令で定めるところにより内閣総理大臣の承認を受けた場合

図3：募集・売出し等を行った場合でも有価証券報告書を提出しないことができる場合



- ロ. その他有価証券報告書を提出しなくとも公益又は投資者保護に欠けるものがないものとして内閣府で定めるところにより内閣総理大臣の承認を受けた場合（現行「証券取引法施行令」4条②一（清算中の者）・二（相当の期間営業を休止している者）・三（有価証券の所有者数が25名未満〔現行「企業内容等の開示に関する内閣府令」16条②〕）
- ④ 株式会社が発行する有価証券について、当事業年度末を含むいずれかの過去5事業年度末の所有者数が政令で定める数以上の会社（24条①四）

4：株式会社の特例

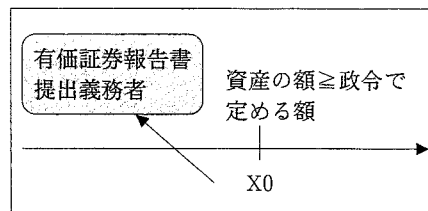


- ⑤ 有価証券投資事業権利等発行会社については当事業年度末の所有者数が政令で定める数以上の会社（24条①四）
ただし、以下の場合には有価証券

- ただし、以下の場合には有価証券報告書を提出しないことができる。
- イ. 株式会社の資本金の額が当該事業年度末において5億円未満である場合
- ロ. 有価証券報告書を提出しなくとも公益又は投資者保護に欠けるものがないものとして内閣府で定めるところにより内閣総理大臣の承認を受けた場合（現行「証券取引法施行令」4条②一（清算中の者）・二（相当の期間営業を休止している者）・三（有価証券の所有者数が25名未満〔現行「企業内容等の開示に関する内閣府令」16条②〕）

- 報告書を提出しないことができる。
- イ. 有価証券投資事業権利等発行会社の資産の額として政令で定めるものの額が当該事業年度の末日において政令で定める額未満の場合

図5：有価証券投資事業権利等発行会社の特例



- ロ. 有価証券報告書を提出しなくとも公益又は投資者保護に欠けるものがないものとして内閣府で定めるところにより内閣総理大臣の承認を受けた場合
- (5) 有価証券報告書提出義務会社の有価証券報告書以外の作成提出義務書類と提出時期等
- ① 有価証券報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正であることを確認した旨を記載した確認書〔③の四半期報告書・半期報告書にも準用〕
- イ. 金融商品取引所上場有価証券発行会社（24条①一）は強制（24条の4の2①）。
- ロ. 提出義務者のうち上記以外の会社は任意（24条の4の2②）。
- ハ. 有価証券報告書・四半期報告書・半期報告書と併せて提出する（24条の4の2①、24条の4の8①、24条の5の2①）
- ② 企業集団及び会社の財務計算に関する書類その他の情報の適正性に関する評価報告書（「内部統制報告書」）
- イ. 金融商品取引所上場有価証券発行会社（24条①一）は強制（24条の4の4①）。さらに公認会計士又は監査法人の監査証明を要する（193条の2②）。
- ロ. 提出義務者のうち上記以外の会社は任意（24条の4の4②）。
- ハ. 有価証券報告書と併せて提出す

る(24条の4の4①)。

③ 四半期報告書¹

イ. 金融商品取引所上場有価証券発行会社(24条①一)その他政令で定めるもの(上場会社等)は強制(24条の4の7①)。また、銀行・保険会社等、自己資本比率規制ないしはソルベンシーマージン比率規制を受ける会社については、第2四半期に係る四半期報告書に単体の財務諸表の記載を義務付ける予定である(24条の4の7①、内閣府令)²。さらに公認会計士又は監査法人の監査証明を要する³(193条の2①)。

ロ. 提出義務者のうち上記以外の会社は任意(24条の4の7②)(四半期報告書を作成しない場合は、半期報告書の作成提出は強制(24条の5①))。

ハ. 提出時期は、各四半期末から45日以内の政令で定める期間内(24条の4の7①)である。なお、単体の財務諸表の記載を義務付けられる会社は、第2四半期末経過後60日以内の政令で定める期間内(24条の4の7①)。四半期報告書の作成が任意で四半期報告書の作成をしない会社の半期報告書の提出期限は、第2四半期末経過後3か月以内に行う(24条の5①)。

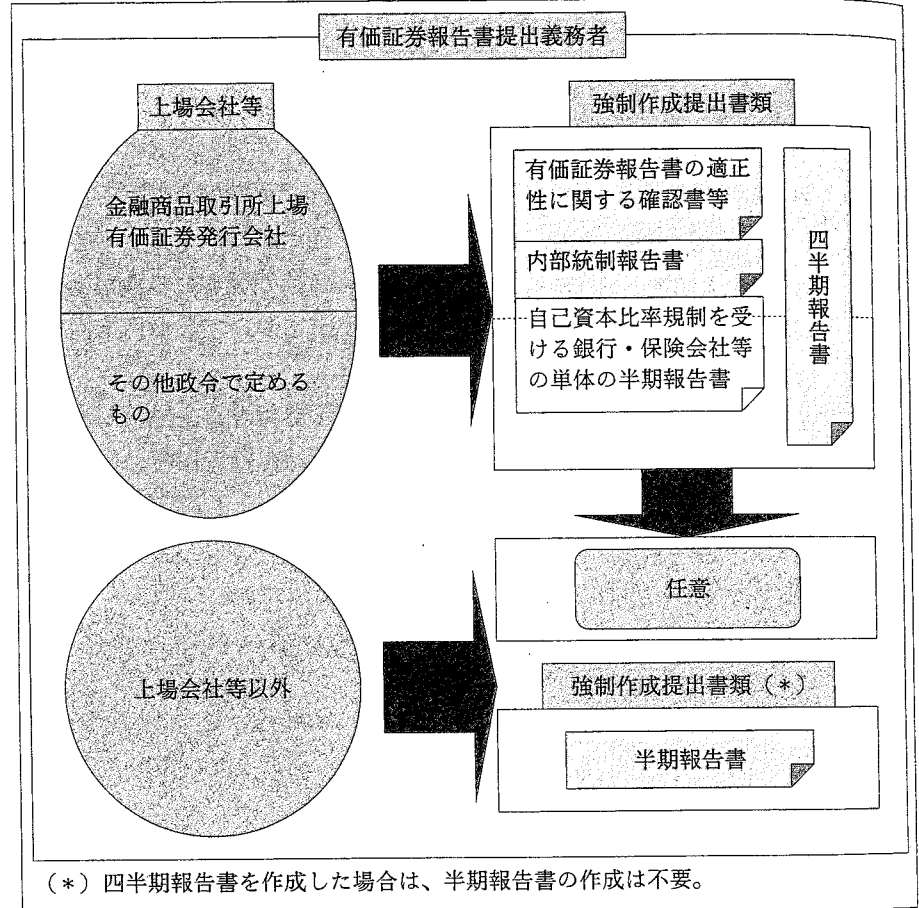
④ 臨時報告書

イ. 有価証券報告書提出義務会社(24条①)が、有価証券の募集又は売出しを、外国において行う場合
ロ. その他公益又は投資家保護のため必要かつ適当なものとして内閣府令で定める場合に該当したとき(現行「企業内容等の開示に関する内閣府令」19条)
(以上24条の5④)

⑤ 適用時期

冒頭でも触れたが、①～③の開示書類に関する規定は、2008年4月1

[図6 有価証券報告書提出義務者]



日以後に開始する事業年度から適用される(附則15条、16条)。

(6) 開示規制違反への罰則等

① 損害賠償責任

有価証券届出書のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事項が欠けている場合で、投資家が善意で損失を被った場合、以下の者は、反証(21条②)のない限り損害賠償の責めに任ずる(21条①本文)。

- イ. 当該有価証券届出書を提出した当時の役員(21条①一)
- ロ. 当該売出しに係る有価証券の所有者(21条①二)
- ハ. 当該有価証券届出書に係る監査証明を行った公認会計士又は監査

法人(21条①三)

ニ. 当該募集に係る有価証券の発行者又は当該売出しに係る有価証券の所有者と元引受契約を締結した金融商品取引業者・登録金融機関(21条①四)

なお、有価証券報告書の虚偽記載等(24条の4)、内部統制報告書の虚偽記載等(24条の4の6)についても同様である。

② 行政罰(課徴金)

有価証券報告書等の開示書類の虚偽記載等が発覚した場合、有価証券の発行者に課徴金の納付命令が下される(172条、172条の2)。

ただし、内部統制報告書について

は、課徴金の納付命令の対象となっていない。

③ 刑事罰

詳細については、松尾・前出50頁参照のこと。施行は2006年7月4日となっている点に留意する必要がある。

〈注〉

- 1 四半期報告書の会計基準については、現在、企業会計基準委員会等で検討されている。
- 2 企業会計審議会第14回監査部会配布資料1参照。(http://www.fsa.go.jp/singi/singi_kigyou/siryou/kansa/20060707/01.pdf)

- 3 法文上は「監査証明」となっているが、保証の水準については、限定的保証とする可能性を含め、現在、企業会計審議会で審議されている(企業会計審議会第14回監査部会会議録参照(http://www.fsa.go.jp/singi/singi_kigyou/gijiroku/kansa/20060707.pdf))。

教材コード J020326

◆ 研修コード 210101

履修単位 0.5単位

◆◆◆◆◆ あなたの研究成果を「JICPAジャーナル」に！ ◆◆◆◆◆

JICPAジャーナルは、監査、会計、税務、経営、情報システム、国際業務等の分野で独自の研究を行っている方々の登竜門として、公認会計士、会計士補、教育者、企業等の実務家の方々からの多くの投稿をお待ちしております。研究成果の投稿を希望される方は、次の要領でご投稿ください。

——「JICPAジャーナル」投稿要領——

投稿に際しては、必ず次の要件を満たしてください。

- 投稿は監査、会計、税務、経営、情報システム、国際業務等、会員並びに会員外読者の実務・研究等に有益と思われる論文であることを条件といたします。

会員並びに会員外読者の実務及び業務知識の向上に直接結び付かない分野の投稿原稿は原則として受理いたしません。

- 投稿論文は、1論文8千字以上1万字以内を原則とし、未発表のものに限ります。

提出原稿は、ワープロによる執筆に限ります。当該論文データ(word又はテキスト形式)を格納した3.5インチFDとA4判用紙に印刷したものを同封してください。なお、投稿方法は、EメールとFAXの併用による場合も可とします。

- 論文には、必ず次のものを添付してください。
 - ・論文要旨(400字程度にまとめたもの)

・著作物等を含む著者略歴(書式自由)

- 投稿論文は日本公認会計士協会機関誌編集委員会が掲載の可否について審査し、その結果は速やかにご本人にお知らせいたします。なお、何月号に掲載するかについては、機関誌編集委員会にご一任ください。

- 掲載させていただくこととなった投稿論文には、些少ですが謝礼をいたします。

- 掲載させていただいた投稿論文の著作権は日本公認会計士協会に帰属いたします。

- 原稿は原則として返却いたしません。

- 参考・引用文献等は必ず出典を表記してください。

- 投稿論文の送付並びにお問い合わせ先

〒102-8264 東京都千代田区九段南4-4-1

日本公認会計士協会広報課(JICPAジャーナル担当)

電話:03-3515-1124 FAX:03-5226-3353

e-mail:kouhou@jicpa.or.jp